# [事案 29-338] 転換契約無効請求

· 平成 30 年 9 月 3 日 裁定不調

## <事案の概要>

契約転換を新たな契約の締結と誤信したことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成19年8月に契約した医療保険について、平成26年11月に医療保険に転換したが、契約転換であることを理解しておらず、最初の契約とは別の新たな契約の締結と誤信していたことから、転換契約を無効としてほしい。

### <保険会社の主張>

契約転換であることは、設計書に記載されており、また、募集人は口頭でも説明しているので、申立人の請求に応じることはできない。

## <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握する ため、説明に同席していた申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立 人は、健康上の理由で、事情聴取を実施できなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、申立人には転換を新契約と誤信したことにつき重大な過失があったと認められるが、以下の理由および紛争の早期解決の観点により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)転換にあたり、募集人は死亡保障の充実等を目的に勧誘したが、申立人は医療保障の充実を希望しており、募集人は申立人の意向把握を的確に行っていなかった。
- (2)保険会社は、転換当時、高齢者と契約をするにあたっては、子または指定代理請求人を同席させることが望ましいとしていた。契約時、申立人は70歳代であったため、指定代理請求人である申立人配偶者が同席していたが、申立人配偶者は当時80歳代であったことを踏まえると、子の同席を求める対応が望まれた。